

組 織

文化財保護法（昭和二十五年法律第二一四号）第二十三条四項の規定に基づき奈良国立文化財研究所組織規定を次のように定める（昭和二十七年三月二十五日文化財保護委員会規則第五号）昭和二十九年六月二十九日文化財保護委員会規則第一号第一次改正）。

奈良国立文化財研究所の組織規程

（奈良国立文化財研究所の組織）

第一条 奈良国立文化財研究所の所掌事務を分掌させるため左の四室を置く。

美術工芸研究室

建造物研究室

歴史研究室

庶務室

（美術工芸研究室の所掌事務）

第二条 美術工芸研究室においては、絵画、彫刻、工芸品、書跡その他建造物以外の有形文化財並びに工芸技術に関する調査研究並びにその結果の普及及び活用に関する事務をつかさどる。

（建造物研究室の所掌事務）

第三条 建造物研究室においては、建造物に関する調査研究並びにその結果の普及及び

活用に関する事務をつかさどる。

（歴史研究室の所掌事務）

第四条 歴史研究室においては、考古及び史跡に関する調査研究並びにその結果の普及及び活用に関する事務をつかさどる。

（庶務室の所掌事務）

第五条 庶務室においては、左の事務をつかさどる。

一、別に文化財保護委員会から委任を受けた範囲における職員の人事に関すること。

二、公文書類の接受及び公印の管守その他庶務に関すること。

三、経費及び収入の予算、決算その他会計に関すること。

四、行政財産及び物品の管理に関すること。

五、職員の福利厚生に関すること。

附 則

この規則は昭和二十七年四月一日から施行する。

附則（昭和二十九年六月二十九日文化財保護委員会規則第一号）

この規則は、昭和二十九年七月一日から施行する。

職 員

（昭和三十四年八月現在）

所 属	氏 名	官 職	担 当
美術工芸研究室	藤田亮策	文部技官 所長	（彫刻）
	小林剛	同 室長	（工芸）
建造物研究室	守田公夫	同	（絵画）
	浜田隆	同	（彫刻）
	杉山二郎	技術補佐員	（遺跡庭園）
	森 蘊	文部技官 室長	（建築）
	杉山信三	同	（同）
	鈴木嘉吉	同	（同）
	工藤圭章	技術員	（同）
	浅野清	研究員（大阪市立大学教授）	（同）
	牛川喜幸	技術補佐員	（遺跡庭園）
	坪井清足	文部技官	（考古）
歴史研究室	田中稔	同	（古文書）
	田中琢	技術補佐員	（考古）
	森川幸男	文部事務官室長	（考査）
	紺野栄	同	（統計）
	岡本康子	同	（庶務）
	坂口義尚	同	（庶務）
	丹阪信次	同	（庶務）
	横田辰次郎	同	（庶務）
	渡辺衆芳	研究補佐員（非常勤）	（作業員）
	杉本敏昭	庁務補助員	（写真）
庶務室	横田靖子	事務補佐員	（運転手）
			（タイピス）